

## 宿泊・自宅療養申告書（新型コロナウイルス感染症専用）

以下の通り宿泊・自宅療養したことを申告します。

なお、添付の医師、病院・診療所・自治体・保健所等によって、新型コロナウイルス感染症と診断された旨が証明されている証明書のコピー、検査結果は原本の写しに相違ありません。

本書面は、宿泊療養期間と自宅療養期間をあわせて14日以内の場合にご利用いただけます。

ただし、新型コロナウイルス感染症により病院に入院した後も宿泊・自宅療養が継続される場合は利用できません。

記載内容が事実と相違する場合は、保険金を返還することに同意します。

1. 宿泊・自宅療養を受けた方（氏名）				
2. 傷病名	新型コロナウイルス（COVID-19）感染症			
3. 新型コロナウイルス感染症と診断されるまでの経過	新型コロナウイルス感染症の陽性判明日	西暦            年            月            日		
	【補足事項】			
4. 通知をした医療機関・公的機関、検査機関				
5. 宿泊療養（※）した期間	※期間の開始日は、3項に記載された陽性判明日以降の日付をご記入ください。			
	期間	西暦            年            月            日	～	西暦            年            月            日
6. 宿泊施設の名称	施設名			
7. 自宅療養（※）した期間	※期間の開始日は、3項に記載された陽性判明日以降の日付をご記入ください。			
	期間	西暦            年            月            日	～	西暦            年            月            日

（※） 宿泊療養および自宅療養とは、以下の①および②に該当する場合をいいます。

①2020年4月2日付の厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養および自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」等に定められている宿泊療養または自宅療養であること。

②感染症法上、入院措置が必要にもかかわらず、医療機関の事情により宿泊療養または自宅療養していること。

## 宿泊・自宅療養申告書（新型コロナウイルス感染症専用）

以下の通り宿泊・自宅療養したことを申告します。

なお、添付の医師、病院・診療所・自治体・保健所等によって、新型コロナウイルス感染症と診断された旨が証明されている証明書のコピー、検査結果は原本の写しに相違ありません。

本書面は、宿泊療養期間と自宅療養期間をあわせて14日以内の場合にご利用いただけます。

ただし、新型コロナウイルス感染症により病院に入院した後も宿泊・自宅療養が継続される場合は利用できません。

記載内容が事実と相違する場合は、保険金を返還することに同意します。

1. 宿泊・自宅療養を受けた方（氏名）	曾爾 太郎			
2. 傷病名	新型コロナウイルス（COVID-19）感染症			
3. 新型コロナウイルス感染症と診断されるまでの経過	新型コロナウイルス感染症の陽性判明日	西暦 2022 年 1 月 7 日		
	【補足事項】			
4. 通知をした医療機関・公的機関、検査機関	大崎保健所			
5. 宿泊療養（※）した期間	※期間の開始日は、3項に記載された判明日以降の日付をご記入ください。			
	期間	西暦	年 月 日	～ 西暦 年 月 日
6. 宿泊施設の名称	施設名			
7. 自宅療養（※）した期間	※期間の開始日は、3項に記載された判明日以降の日付をご記入ください。			
	期間	西暦	2022 年 1 月 7 日	～ 西暦 2022 年 1 月 17 日

（※）宿泊療養および自宅療養とは、以下の①および②に該当する場合をいいます。

①2020年4月2日付の厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養および自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」等に定められている宿泊療養または自宅療養であること。

②感染症法上、入院措置が必要にもかかわらず、医療機関の事情により宿泊療養または自宅療養していること。